

令和6年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和6年2月29日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤恵三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	松岡洋右	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	真弓啓	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	中尾歩美	国保医療課長	猪川恭弘
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	峯川敏明
都市建設部長	上田俊雄	建設農林課長	手塚仁
都市創生課長	福居哲也	上下水道課長	岡村智生
会計管理者	安藤晴康	教育次長	本庄徳光
教委総務課長	仲村佳真		

1, 議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和6年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日 程 9. 議案第 2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程10. 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程11. 議案第 4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程12. 議案第 5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日 程13. 議案第 6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例について
- 日 程14. 議案第 7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日 程15. 議案第 8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日 程16. 議案第 9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日 程17. 議案第10号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程18. 議案第11号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程19. 議案第12号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程20. 議案第13号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日 程 2 1 . 議案第 1 4 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 5 号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正す
る条例について
- 日 程 2 3 . 議案第 1 6 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 7 号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例につい
て
- 日 程 2 5 . 議案第 1 8 号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日 程 2 6 . 議案第 1 9 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 2 7 . 議案第 2 0 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 5 号）につ
いて
- 日 程 2 8 . 議案第 2 1 号 令和 5 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 5 号）について
- 日 程 2 9 . 議案第 2 2 号 令和 6 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 3 0 . 議案第 2 3 号 令和 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につ
いて
- 日 程 3 1 . 議案第 2 4 号 令和 6 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 3 2 . 議案第 2 5 号 令和 6 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日 程 3 3 . 議案第 2 6 号 令和 6 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程 3 4 . 議案第 2 7 号 令和 6 年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程 3 5 . 議案第 2 8 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日 程 3 6 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについ
て（その 1）
- 日 程 3 7 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについ
て（その 2）
- 日 程 3 8 . 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令
和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）につ
いて）
- 日 程 3 9 . 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令

- 和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について）
- 日程40. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）
- 日程41. 認定第1号 町道認定について
- 日程42. 報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程43. 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について）
- 日程44. 報告第4号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和6年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和6年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてなど、38議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

また、去る1月25日から31日まで、5日間にわたり佐伯、嶋田両監査委員には令和5年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。

令和6年度の施政方針及び提出議案の説明は、後刻させていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、4番 小城議員、5番 伴議員を指名します。

両議員には、会期中よろしく申し上げます。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日から3月25日までの26日間と定めることについて、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間と決定しました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和5年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

5番、伴委員長。

○建設水道常任委員長(伴吉晴君) それでは、閉会中の2月14日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、いかるがパークウェイの五百井・興留区間の工事状況や、西和医療センター関連の地元折衝の状況等についてなど報告を受けました。委員から、調整池や開通見込み等について質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、行政組織の見直しについて、大和川遊水地勉強会の開催結果について、コミュニティバスの実証運行の方針について報告がありました。委員より、遊水地の用地買収スケジュールや底面利用等について、コミュニティバスの車両買取に係る今後の費用軽減について質疑があり、理事者より答弁がありました。

また、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、ため池豪雨耐性評価について、デジタルプロモーションの試行実施について、所有者不明建物管理制度活用の試行について、令和6年度から8年度に実施するJR法隆寺駅南側地区に係る県との連携によるまちづくりの取り組みについて報告がありました。

これらの報告は、3月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

最後に、口頭報告として、龍田北1丁目の仮設道築造工事について、約25mの延伸工事を実施すると報告がありました。

次に、その他については、委員より質疑等はございませんでした。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

詳細については会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたします。建設水道常任委員会の報告とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、閉会中の２月１５日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、山積するごみ出しの課題を克服するため、令和７年度中の開始をめざし、可燃ごみと生ごみの戸別収集について取り組んでいくとのことです。ごみの減量化・資源化の促進や高齢者等のごみ出しに係る負担軽減、集積所の維持管理など、現在抱えている課題の解決や改善につながることで、住民の協力による排出量減少や資源化で処理費が削減したことにより実現できると考えていると報告がありました。

委員より、その他プラスチックなどの取り扱いについて、ごみ収集ルートと通学路の関連について、概算費用について、集合住宅の対応についてなど、質疑・意見があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実について、こども家庭センターの運営について、私立保育所等の運営支援の充実について、斑鳩西幼稚園から転園する園児に対する給食費支援について、町立保育園保育室記録用カメラの設置について、国民健康保険税の適正な税率等について、福祉医療費助成の現物化が令和６年８月から拡大されることについて、１か月児健康診査受診費用助成制度の創設について、５歳児健康診査の新規実施について、産後ケア事業の充実について、新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設について、介護予防活動支援事業の助成延長について、公共施設等照明設備のＬＥＤ化について、高齢者優待利用券の充実について報告されました。

これらの報告は、３月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

次に、住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加算について、国民健康保険税滞納繰越分の調定額の更正について、出産一時金の状況について、脱炭素社会に向けた取り組みに係る大和信用金庫との連携協定について報告がありました。委員より、子育て世帯への加算の影響額について質疑があり、理事者より答弁され

ています。以上で、各課報告事項については終わりました。

最後に、その他についてお聞きしたところ、令和6年度の保育所待機児童の状況について質問があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

詳細については会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたします。厚生常任委員会の報告とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の2月16日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、文化財センターの啓発活動や発掘調査の状況等について報告がありました。

特に、民間の開発行為に伴い実施した、法隆寺周辺遺跡の発掘調査では、若草伽藍の堂塔に用いられた軒瓦や鴟尾などの飛鳥時代の貴重な瓦が多く出土した溝を検出したとのことです。調査成果については報道発表を行うとともに、現地説明会を3月初旬に開催予定であり、委員も、法隆寺周辺遺跡の出土物の一部を委員会の当日に視察しました。委員から、舟塚古墳の維持管理について質疑があり、理事者より答弁されております。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する対応指針案について、斑鳩町の職員の働き方改革に関する指針案について、行政組織の見直しについて、地方税関係に係る令和6年度税制改正について、町立図書館の開館時間の見直しについて、コミュニティ・スクールの導入について、報告がありました。

委員より、カスタマーハラスメントへの従前の対応について、他市町村の図書館の開館時間について、コミュニティ・スクールの導入スケジュール、組織や構成員等について質疑があり、理事者より答弁がありました。

また、新年度予算に係る事項として、安全・安心に暮らせる防犯拠点の整備について、防災SNSシステム・映像通報システムの導入について、災害物資の充実について、学

校施設適正規模等基本構想案策定業務について、教員業務支援員の配置について、生涯学習活動補助金の充実について、町外プール施設の利用助成の充実について、中央体育館へのキャッシュレス決済の導入について報告がありました。

これらの報告は、3月議会提出予定案件に関する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

最後に、口頭報告として、役場庁舎等開庁時間の変更について、役場庁舎の電話通話録音について、町税滞納繰越分の調定額の更正について、第85回国民スポーツ大会等の競技開催地選定案について、報告がありました。

委員より、閉庁時間が午後5時15分に変更されることに関して、現状の勤務体制や住民への影響等について質疑があり、理事者より答弁されております。

以上で、各課報告事項については終わりました。

最後に、その他についてお聞きしたところ、行政組織の見直しに対応する職員数について、いかるがの里・聖徳太子マラソンの結果検証について質問があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。

詳細については会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、総務常任委員会の報告とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6．報告第1号 監査結果報告についてを議題とします。

監査委員より、去る1月25日から1月31日までの5日間に執行されました定期監査について、お手元に配布しておりますとおり報告書を提出いただいております。

本日、監査報告は朗読いたしません。佐伯、嶋田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

次に、日程7．令和6年度施政方針についてを議題とします。

令和6年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和6年第1回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、私の町政運営に対する所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へと移行され、3年余りに及んだコロナウイルスとの闘いも、ようやく大きな転換点を迎えました。斑鳩町でも、これまで規模

縮小や中止を余儀なくされてきた行事や地域のまつりが再開され、徐々に以前のように人々で賑わうまちの姿を取り戻しつつあります。

一方、私たちの生活を取り巻く環境は、エネルギー価格の高騰や食品や日用品の値上げにより、大きな影響を受けています。また、新年早々、能登半島での震度7の地震、津波が発生しました。日本列島は、豊かな自然と美しい風土に恵まれる一方で、天災が潜んでいる、元日であっても待つてはくれない、能登半島の地震にそのように思わざるを得ませんでした。

このたびの能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害は、時を選ばず起こるものです。有事にしっかりと対応することができるよう、引き続き、関係機関と連携し、防災・減災対策に粘り強く取り組んでまいります。

さて、本年は、斑鳩町では初となる認定こども園がいよいよ開園します。子育てしやすい環境を整え、子どもたちの笑顔があふれるまちをめざし、引き続き、元気な斑鳩っ子を増やすための取り組みを推し進めてまいります。さらには、将来を見据えたより良い教育環境を整備するため、学校施設の適正規模、配置等に関する検討をはじめます。

また、昨年12月に奈良県から発表がありましたが、西和医療センターの老朽化に伴う建替整備について、JR法隆寺駅南側地域が移転候補地として決定されました。この計画は、住民の皆様の医療と健康を支えるだけでなく、JR法隆寺駅周辺地域のまちづくりにも大きく影響するもので、町といたしましても、交通拠点にふさわしい活力あるまちづくりの検討に取り組んでまいります。

社会経済の先行きが見通せず変化の激しい時代ですが、私たち行政が自らの努力と気概、知恵と工夫を発揮し、この難局に対処していくことが重要です。とりわけ意思決定の速さや変化への柔軟な対応を心がけ、新たなチャンスに対し果敢に挑戦してまいります。

こうした中、令和6年度予算案は、一般会計で総額106億7千万円を計上しています。前年度と比較して、1億1千万円、1.0%の減額となっています。また、一般会計、特別会計及び企業会計の5会計を合わせた総予算額は、196億6,107万7千円で、5億782万円、2.5%の減額となっております。

それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本目標に沿って、令和6年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

はじめに、「災害に強いまちづくり」についてであります。災害に対するまちの安全

性の確保では、近年の著しい集中豪雨に伴う内水防除として、法隆寺北1丁目地内において、前年度に引き続き貯留施設整備工事を実施し、浸水対策に取り組んでまいります。

また、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害現場に出動した町職員と災害対策本部との間において災害情報の共有を行うためのシステムを新年度から導入してまいります。さらに、ライフラインが寸断された場合に備え、避難所での衛生環境を保つため、災害用簡易トイレ等を新たに備蓄するとともに、災害時における避難場所、避難時の備え、洪水における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を示した防災ハザードマップを更新してまいります。

次に、「防犯・生活安全の向上」についてであります。防犯活動の強化では、安全・安心に暮らせる防犯拠点として、法隆寺駐在所跡地に奈良県警察本部が運用する「動く交番」を駐留させるための整備を行ってまいります。交通安全対策の推進では、通学路における安全確保として、子どもたちが安全で安心して通学、通園できるよう、地域の皆様や警察など関係機関と協力し、安全点検の充実を図るとともに、道路反射鏡や防護柵など交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「ライフラインの確保」についてであります。上水道事業では、老朽化した管路施設の更新を引き続き進め、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。また、給水収益の減少や施設の老朽化など様々な課題に対応し、効率的で持続可能な事業の運営を行うため、県内26団体で組織する奈良県広域水道企業団の設立に対し、令和7年度の事業統合に向けた準備を進めてまいります。

下水道事業では、整備が進められている、いかるがパークウェイの五百井・興留区間や西和医療センター移転候補地等を事業計画区域に編入し、計画的かつ効率的に整備を進めてまいります。また、整備が完了した地域では、まだご利用いただいていない家屋に対して啓発を進めるなど、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

次に、「道路・交通網の整備」についてであります。幹線道路の整備として、いかるがパークウェイ事業の五百井・興留区間の本線においては、現在、イツボ川から西側の区間にて、地盤改良工事等を実施していることに加え、県道大和高田斑鳩線との接続部分についても、県道の拡幅に伴う用地取得に向け、測量等を進めております。今後も、本区間の早期開通に向け、国や関係機関と連携し、円滑な事業推進に努めてまいります。

また、生活道路の整備として、地域からの要望路線や継続して取り組んでいる路線の整備を計画的に進めてまいります。

さらに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、定期点検や修繕計画の見直しによる橋りょう環境の整備など、安全で快適な生活に支障をきたさないよう、道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、公共交通の利便性の向上として、地域の生活交通を担うコミュニティバスの実証運行を継続してまいります。

次に、「住宅・生活環境の整備」についてであります。法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区における奈良県と連携したまちづくりとして、昨年12月に西和医療センターの移転候補地がJR法隆寺駅南側地区に決定されたことから、町のまちづくり基本計画についても、県と町、双方の事業に相乗効果を発揮することができるよう、一体的な整備に向けた検討を進めてまいります。

また、住環境の整備として、所有者や相続人が不存在等の空き家について、試行的に所有者不明建物管理制度を活用し、売却を進め、その解消に努めてまいります。

次に、「循環型社会の推進・環境保全」についてであります。循環型社会の推進として、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画及び斑鳩まほろば宣言・推進計画に基づき、食品ロスの低減、事業系排出ごみの資源化など、総合的・計画的にごみの減量化・資源化に取り組み、循環型社会の形成を推進してまいります。また、ゼロ・ウェイストの実現に向け、更なるごみの減量化・資源化を進めるとともに、高齢者のごみ出し支援の充実や集積所の管理等に係る課題解決のため、令和7年度中の実施を目途に、戸別方式による収集体制の整備に向け取り組んでまいります。

次に、環境保全対策の推進として、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き公共施設における照明設備のLED化や、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用に取り組んでまいります。

また、環境イベントなどの開催を通して、環境について広く学ぶことができる機会を提供し、地球温暖化をはじめとする環境問題に対して、負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「持続可能な行財政運営」についてであります。第5次斑鳩町総合計画前期基本計画の計画期間が令和7年度に終了することから、後期基本計画の策定について、基礎調査や住民意識調査を実施してまいります。

情報化の推進では、自治体業務の効率化や住民の利便性向上のため、情報通信技術や人工知能・業務自動化をはじめとするデジタル技術の活用により、行政事務の効率化を図ってまいりますとともに、国の自治体DX推進計画に基づき、自治体情報システムの

標準化・共通化に向けた移行準備を進めてまいります。

また、新たな行政課題や住民ニーズに対応した効率的・効果的な組織の運用と人事評価結果に基づく能力・実績を的確に反映した人事管理を実施するとともに、職員の人材育成・組織マネジメントの強化を図るとともに、長時間労働の抑制、各種ハラスメント対策を講じることにより、誰もが働きやすい職場環境の構築に、引き続き取り組んでまいります。

次に、「子育て環境の充実」についてであります。核家族化や地域社会の変容などを背景に、子育てに困難を抱える家庭が増加していることから、これまでも、保健センター内の子育て世代包括支援センターと、子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点が連携しながら、伴走型の相談支援を進めてまいりましたが、令和6年4月の母子保健法及び児童福祉法の改正に伴い、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の更なる充実・強化に努めてまいります。

また、関係機関と連携を図りながら、子どもの疾病等の早期発見と保護者への育児の助言などを目的とする1か月児健康診査や、発達障害などの子どもの特性を早期に発見し、就学前までに必要な支援につなげるための5歳児健康診査を新年度から実施してまいります。

多様化する子育てニーズへの対応では、前年度に実施したニーズ調査をもとに、今後の子育て支援策について総合的に検討し、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、子ども・子育てタウンミーティングの開催を通して、子どもや子育て世代の皆様との意見交換を行ってまいります。

さらに、令和6年4月に開園する新たな認定こども園を含め、町内の私立保育所及び認定こども園の保育士給与の処遇改善や障害児加配保育士の配置に対する支援の充実を図り、斑鳩町全体における保育の質の向上を進めてまいります。

次に、「子どもの教育の充実」についてであります。時代に応じた教育内容の充実では、ICT教育や英語教育について、支援スタッフの配置やサポート体制を整備し、子どもたちの情報活用能力の育成とともに、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図り、子ども一人ひとりの個性や自主性、創造性を高める教育を推進してまいります。また、小・中学校9年間を通じて、本町の豊富な歴史資源を題材に、教科横断的に学ぶ教育プログラム「いかるが楽」に引き続き取り組み、伝統と文化を尊重し、継承・発展させる意欲と態度の育成を図ってまいります。

さらに、国基準に先行する独自の少人数教育の充実を図り、きめ細やかな指導を行うことができるよう、少人数学級編制と、ティーム・ティーチングや少人数による指導を継続してまいります。

教育環境の整備・充実では、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するため、学校施設の適正規模・配置等に関する方針を定めた学校施設適正規模等基本構想（案）の策定に向けた検討を進めてまいります。

また、学校教育の一層の充実及び教員の働き方の改善を図るため、各校に教員業務支援員の配置を新たに行うとともに、不登校又は不登校傾向の児童・生徒の活動の場や心の居場所を確保するため、昨年9月に開室した、「斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむ」の更なる充実を図ってまいります。

青少年の健全育成では、児童生徒のいじめ、不登校、非行や心の問題等について、案件が複雑化し、継続的な対応が必要な事例が増加傾向にあることから、スクールカウンセラーによるカウンセリングを継続するとともに、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを斑鳩小学校と斑鳩南中学校に導入し、地域とともにある特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、「子どもを守るしくみの充実」についてであります。児童虐待については、ケース内容が複雑化し、対応が困難な事例が増加していることから、令和6年4月に設置する、こども家庭センター内に、ソーシャルワークを担う精神保健福祉士を配置し、支援の充実を図ってまいります。

また、こども家庭センターが中心となり、学校など関係機関との顔の見える連携により、互いに信頼関係を築き、ヤングケアラーをはじめ、気になる子どもや家庭を早期に発見・把握し、支援につなげてまいります。

次に、「健康づくり」についてであります。人生100年時代を迎えようとしている一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化などに伴い、健康課題は多様化しています。

そうした中、すべての住民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をめざして、誰一人取り残さない健康づくりを実現するため、新年度から、第3期斑鳩町健康増進計画・第3期斑鳩町食育推進計画に基づき、健康増進の総合的な推進を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種については、新年度から予防接種法のB類疾病に位置づけられた定期接種として実施されることから、接種費用の一部助成を行い、新型コロナウイルス感染症の重症化予防に取り組んでまいります。

また、高齢者が抱える様々な健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的として、高齢者の健康課題の把握に努め、引き続き高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施に取り組むことによりフレイル対策の強化を図ります。

次に、「高齢者の福祉・介護の充実」についてであります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を来年に控え、また、2040年に、いわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となるなど、私たちを取り巻く社会は大きく変化してきます。そうしたことから、現在進めている医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができる地域包括ケアシステムの深化と推進が重要となります。このため、新年度からスタートする第9期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、今後の本町の介護需要や保険料水準等も推計した上で、それらを踏まえた中・長期的な視点に立ち、介護保険事業及び高齢者福祉施策の理念を具体化してまいります。

次に、「障害者福祉の充実」についてであります。障害があっても、住みなれた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らし、自己実現を果たしていくことができるよう、斑鳩町障害者福祉計画及び、本年度に策定いたしました、第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画に基づき、地域で暮らす住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、地域共生社会の実現に向けた取り組みを、引き続き実施してまいります。

また、障害者一人ひとりのニーズに対応し、人生のすべてのステージを通じて適切な支援を実施することにより、障害者が地域で自立して生活することができるよう、相談利用援助などの地域の実情に即した適切なサービス提供体制を構築するため、西和7町障害者支援協議会や関係機関の連携・協力を推進してまいります。

次に、「安定した社会保障制度の運営」についてであります。国民健康保険制度については、県単位での一層の安定した運営を図るため、新年度から税率が統一されるなど、その取り組みが本格化することから、国民健康保険税などの歳入の確保に努めるとともに、適切な医療費の支出を行うため、奈良県や国民健康保険団体連合会と連携しながら、県内市町村が共同して取り組む保健事業などの施策を展開してまいります。

また、子どもに係る医療費助成について、更なる子育て支援策を推進するため、令和6年8月から、奈良県内の医療機関等での現物給付を実施してまいります。

次に、「生涯学習・生涯スポーツの推進」についてであります。身近な生涯学習の場として、公民館教室の内容の充実や参加しやすい環境の整備など、多様化する学習ニーズへの対応に努めるとともに、町立図書館の蔵書の充実や電子図書館サービスの充実、ICTを活用した情報提供など、引き続き、住民ニーズにあった図書館サービスを提供してまいります。

また、生涯スポーツの推進として、いかるがの里 聖徳太子マラソンを開催するとともに、町外プール施設の利用料金の一部助成制度については、子育て世代の負担軽減を講じ、その内容を充実した上で、継続してまいります。

中央体育館の空調設備の整備として、スポーツ施設及び避難所としての環境を向上させるため、競技に影響の少ない輻射式冷暖房システムの整備工事を行ってまいります。

さらに、住民サービスの充実と利便性の向上を図るため、中央体育館にキャッシュレス決済を導入してまいります。

次に、「住民活動と協働の推進」についてであります。地震や風水害などの大規模災害時における地域のつながりがますますクローズアップされる中、地域コミュニティの核となる自治会の活性化に向け、その活動に対する支援に、引き続き取り組んでまいります。

協働のまちづくりでは、行政と目的や目標を共有する住民活動の立ち上げを引き続き支援することとし、新年度は、活動提案事業制度により、3団体の活動を助成してまいります。

次に、「男女共同参画社会の推進」についてであります。男女共同参画の意識形成に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、女性活躍推進セミナーの開催などを通じて、様々な分野での女性の社会生活における活躍を支援してまいります。

また、第3次斑鳩町男女共同参画行動計画「女（ひと）と男（ひと）が輝く未来計画」の計画期間が令和7年度に終了することから、次期計画の策定に向けて、現状分析や住民意識調査を実施してまいります。

次に、「人権・平和社会・多文化共生」についてであります。人権問題を自分たちの問題としてとらえ、あらゆる人権について学び、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現をめざし、引き続き、講演会やセミナーの開催、街頭啓発活動等に取り組むとともに、令和5年度からスタートしたパートナーシップ宣誓制度の啓発に努めてまいります。

次に、「観光まちづくりの推進」についてであります。まちあるき観光の推進と町の

活性化を目的としたマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、令和7年5月中の工事再開及び令和8年3月中の開業に向けて、事業者と継続的な協議や調整を行ってまいります。

また、法隆寺iセンター等の管理運営については、民間活力を活用した、効果的・効率的に行うことを目的に、令和7年度以降の指定管理者の候補者について、公募により選定することを検討してまいります。

さらに、WEST NARA広域観光推進協議会において、地域の活性化をめざした旅行商品の造成や戦略的な観光プロモーション等を展開し、広域連携による地域の知名度の向上と産業振興に取り組んでまいります。

次に、「商工業の振興」についてであります。町内の商工業を振興して地域活性化を図るため、斑鳩ブランドの認定や販売促進に取り組んでいくとともに、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、経営指導の充実や国等の支援施策の情報を収集し、提供することで、町内事業者の商業活動を支援してまいります。

また、観光振興及び地域経済の発展、雇用の促進を図るため、創業や事業所の開設に対し、相談支援を引き続き継続し、助成制度を実施してまいります。

次に、「農業の活性化」についてであります。農業者の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の拡大等の課題解決に向けて、地域での話し合いによりめざすべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に取り組んでまいります。

また、防災重点ため池に指定されている桜池の耐震化を図るため、県営事業による耐震工事に引き続き取り組んでまいります。

さらに、防災重点ため池の中でも重要度の高いため池について、豪雨によるため池決壊の危険性に関する調査を実施するとともに、防災重点ため池の耐震性調査を引き続き実施し、ため池の防災対策を強化してまいります。

また、生産基盤の整備として、井堰、農道、農業用水路など農業用施設の整備に取り組んでまいります。

次に、「歴史・文化遺産の保全と活用」についてであります。昭和60年の藤ノ木古墳の第1次調査により未盗掘の石棺や馬具が見つかったから、令和7年で40年となります。この節目の年を迎えるにあたり、藤ノ木古墳や関連する県内の古墳の出土品などを中心とした展示会を開催するとともに、観光協会や文化振興財団と連携を図りながら講演会等の記念イベントを開催し、史跡藤ノ木古墳の魅力を広く発信してまいります。

また、イベント周知の際には、認知度や集客力の向上を目的に、インターネット広告

を活用したデジタルプロモーションを試行的に実施してまいります。

次に、「文化・芸術の振興」についてであります。文化・芸術の拠点として、いかるがホールを多くの皆様に利用していただけるよう、新年度は、小ホールの舞台床の更新工事などを行うこととしており、施設更新を計画的に進めてまいります。

また、住民の文化・芸術に対する関心と教養を深めるとともに、技術の向上と文化・芸術の振興を図るため、文化芸術祭を開催してまいります。

次に、「風景・景観・自然環境の保全」についてであります。斑鳩の里の風景・景観を保全するため、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働による景観づくりを進めるとともに、関係法令や関係諸制度等の活用により、住民の景観形成活動への支援を図ってまいります。

また、歴史環境や自然環境を活用した、家族で余暇を楽しめるビュースポットの整備に向けて、地権者の意向確認や事業手法等の検討を進めてまいります。

さらに、森林資源の適切な管理を図るため、森林環境譲与税を財源として、間伐や人材育成等を含めた新たな森林管理システムの創設を進めながら、山林の保全と活用を図ってまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端として、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

結びに、今年辰年です。龍は力強さの象徴と言われており、本町においても、龍の如く、天へ向かって力強く昇るよう、大きな飛躍の年にしていかなばなりません。

住民の皆様の声を踏まえ、「あれもやりたい、これもやりたい」という思いはあります。しかし、財源は限られていますので、選択と集中を基本として、メリハリをつけながら、全体のバランスと将来を考え、職員と知恵を出し合いながら一丸となって施策を実行してまいり所存であります。

議員の皆様におかれましては、更なるご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、お手元に配布しております議事日程表の、日程 8. 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、報告第 4 号 令和 6 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、まで、以上 37 議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました 37 議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。地方自治法の一部改正により条項番号が変更されたことから、当該条項番号を引用する条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、これらの条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、学校運営協議会を設置することに伴い、当該協議会の委員に支払う報酬等を定めるものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度から国民健康保険税率を奈良県内で統一することから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例についてであります。事務分掌の見直しに伴い、斑鳩町史編さん委員会の庶務担当課を変更するものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町龍田西地区地域交流館を新たに斑鳩町地域交流館に加えるものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第8号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第9号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

令和6年8月から、子どもに係る医療費助成について、奈良県内の医療機関での窓口支払いの負担がなくなる現物給付制度の年齢対象が18歳までに拡大されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

第9期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、保険料率の改定等を行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。仕事と育児や介護との両立など、生活スタイル、ニーズの多様化等を背景として、職員の働き方改革の取り組みの検討を進める中で、職員の勤務時間の適正化を図ることとし、斑鳩町地域包括支援センターの開館時間の変更を行うものであります。

次に、議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省

及び環境省に移管されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。総務省消防庁の定める非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、非常勤の消防団員が災害の職務に従事した場合の報酬の支給額について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,591万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ119億6,176万2千円とするものであります。歳出の主な内容については、事業費が当初見積りを上回ることに伴う増額補正や事業完了などにより不用額が確定している事業に係る減額補正をお願いするほか、職員の退職に伴う職員退職手当負担金の増額、普通交付税の増額に伴う減債基金積立金の増額、防災重点ため池の耐震性調査等に要する費用の増額、中央公民館の発電設備改修に伴う増額などをお願いしております。

歳入の主な内容については、国税収入の補正等に伴う普通交付税の増額や歳出で説明した事業の財源として、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び町債の補正をお願いしております。

また、繰越明許費の追加として、住民基本台帳ネットワークシステム等改修事業ほか10事業について、繰越明許費の予算措置をあわせてお願いしております。

次に、議案第21号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,107万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ30億5,977万9千円とするものであります。

その主な内容は、保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の補正をお願いしております。

次に、議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算についてであります。予算総額は106億7千万円を計上しております。前年度と比較して1億1千万円、1.0%の減額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。第1款 町税では、前年度と比較して、1

億40万円減の30億574万円を計上しております。定額減税を受けて大きく減額していますが、この減収分は、第10款 地方特例交付金において全額補填されております。

こうした中、第11款 地方交付税では、前年度と比較して1億4,600万円増の32億5千万円を計上しております。

次に、第15款 国庫支出金では、認定こども園施設整備に係る国庫補助金の減額などにより、前年度と比較して2億3,973万円減の12億7,862万5千円を計上しております。

次に、第16款 県支出金では、私立保育所や認定こども園の運営に係る県負担金の増額などにより、前年度と比較して1億880万3千円増の8億6,122万8千円を計上しております。

次に、第19款 繰入金では、財政調整基金繰入金で7千万円を計上するほか、大型事業の償還対策などとして減債基金で7,737万7千円を計上するなど、その他あわせて1億5,252万1千円を計上しております。

最後に、第22款 町債では、防災行政無線戸別受信機配布に係る防災基盤整備事業債や公共施設の照明設備LED化に係る事業債の減額などにより、前年度と比較して、2億2,640万円減の6億630万円を計上しております。

続きまして、歳出予算の規模についてであります。はじめに、第1款 議会費では、前年度と比較して504万8千円減の9,332万4千円を計上しております。

次に、第2款 総務費では、前年度と比較して1億6,087万円減の11億5,433万2千円を計上しております。

次に、第3款 民生費では、前年度と比較して8,296万2千円増の44億8,385万8千円を計上しております。

次に、第4款 衛生費では、前年度と比較して3,450万9千円増の10億1,335万7千円を計上しております。

次に、第5款 農林水産業費では、前年度と比較して1,282万1千円減の1億4,990万4千円を計上しております。

次に、第6款 商工費では、前年度と比較して200万9千円増の1億1,530万3千円を計上しております。

次に、第7款 土木費では、前年度と比較して1億896万2千円減の8億5,220万5千円を計上しております。

次に、第8款 消防費では、前年度と比較して1億8,128万4千円減の4億218万5千円を計上しております。

次に、第9款 教育費では、前年度と比較して2億4,809万9千円増の15億27万7千円を計上しております。

最後に、第11款 公債費では、前年度と比較して859万4千円減の8億5,524万9千円を計上しております。

次に、議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は27億8,090万円を計上しております。前年度と比較して2億1,550万円、7.2%の減額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。国民健康保険税では4億8,469万8千円を計上しております。

次に、県支出金では、保険給付費等交付金などで20億6,339万1千円を計上しております。

次に、繰入金では2億2,860万7千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。保険給付費で20億3,505万8千円を計上しております。

次に、国民健康保険事業費納付金で、県が提示した令和6年度納付金額に基づき6億5,217万1千円を計上しております。また、保健事業費では2,200万円を計上しております。

次に、議案第24号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。まず、保険事業勘定についてであります。予算総額は27億2,430万円を計上しております。前年度と比較して1,680万円、0.6%の増額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。介護保険料は5億1,518万4千円を計上しております。

次に、保険給付及び地域支援事業等に係る歳入として、国庫支出金で6億319万6千円、支払基金交付金で6億9,293万4千円、県支出金で3億7,955万円をそれぞれ計上しております。

次に、繰入金では、一般会計繰入金4億5,141万1千円、介護保険給付費準備基金繰入金8千万円、あわせて5億3,141万1千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。介護給付費で24億8,243万円を計上しております。また、地域支援事業費では1億8,026万8千円を計上しております。

す。

次に、介護サービス事業勘定についてであります。予算総額は1,590万円を計上しております。前年度と比較して90万円、6.0%の増額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。介護予防サービス計画費収入で1,337万7千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。要支援認定者に対するケアプランの作成に要する費用として1,488万5千円を計上しております。

次に、議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は6億1千万円を計上しております。前年度と比較して4,780万円、8.5%の増額となっております。

はじめに、歳入予算についてであります。後期高齢者医療保険料は4億9,120万8千円を計上しております。

次に、繰入金では1億1,769万3千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金で6億372万円を計上しております。

次に、議案第26号 令和6年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。はじめに、水道事業収益では7億7,762万5千円を計上しております。前年度と比較して1,777万7千円、2.2%の減額となっております。

次に、水道事業費用では7億7,737万8千円を計上しております。前年度と比較して2億8,905万9千円、27.1%の減額となっております。

続きまして、資本的収入では2億4,208万6千円を計上しております。前年度と比較して6,739万5千円、38.6%の増額となっております。

次に、資本的支出では4億2,569万円を計上しております。前年度と比較して、4,574万円、12.0%の増額となっております。

議案第27号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計予算についてであります。はじめに、下水道事業収益については、7億5,104万円を計上しております。前年度と比較して、720万円、1.0%の増額となっております。

次に、下水道事業費用で7億2,929万6千円を計上しております。前年度と比較して171万2千円、0.2%の減額となっております。

次に、資本的収入では8億4,440万円を計上しております。前年度と比較して、1,130万円、1.3%の減額となっております。

次に、資本的支出で9億2,761万3千円を計上しております。前年度と比較して278万9千円、0.3%の減額となっております。

次に、議案第28号 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更についてであります。生活衛生等関係行政の機能強化のため、関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の変更を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。現委員の松田博美氏及び植村俊彦氏の任期が、令和6年6月30日をもって満了となることから、引き続き、松田博美氏及び植村俊彦氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,288万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ119億1,175万4千円とする補正予算について、令和5年12月25日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、国の地方創生臨時交付金を活用し、家計や事業者への支援として、水道料金（基本料金）の免除や、小・中学校給食費の無償化などの取り組みを追加で実施することに関する予算補正であります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について）であります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する斑鳩町独自の支援策として、住民や事業者に対して水道料金の基本料金を令和5年7月分から12月分まで免除を行っていたものを3月分まで延長いたしましたことから、給水収益の減額と、一般会計からの補助金の増額それぞれ3,585万円の予算補正について、令和5年12月25日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億587万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ120億1,767万3千円とする補正予算について、令和6年2月9日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給並びに令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童に対する給付金の支給について、迅速な対応を行うための国庫補助金の受け入れとその給付に関する予算補正であります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発道路の帰属による5路線の認定をお願いするものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る令和5年12月4日、不燃ごみ収集のため、集積所横に収集車を停車させ、荷台の天蓋を開いた際に、民家の外壁に接触し損傷させた事故による損害賠償の額が決定したことから、議会の議決により指定された事項として、令和6年1月29日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について）であります。

先の報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償の支払いであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,179万8千円とする補正予算について、議会の議決により指定された事項として、令和6年1月29日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、報告第4号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。令和6年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億7,221万円となっております。前年度と比較して944万7千円、5.8%の増額となっております。令和6年度の公演・文化講座事業として、25事業を計画しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程8. 議案第1号から、日程35. 議案第28号まで、及び日程41. 認定第

1号の町長提案の29議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8. 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程9. 議案第2号 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程10. 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程11. 議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程12. 議案第5号 斑鳩町史編さん委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程１３．議案第６号 斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第６号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第６号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程１４．議案第７号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第７号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第７号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程１５．議案第８号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第８号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第８号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程１６．議案第９号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第９号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第９号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程１７．議案第１０号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第１０号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第１０号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程１８．議案第１１号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第１１号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第１１号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程１９．議案第１２号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第１２号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第１２号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程２０．議案第１３号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第１３号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第１３号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程２１．議案第１４号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第１４号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第１４号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程２２．議案第１５号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

１２番、木澤議員。

○１２番(木澤正男君) こちらの件については、包括支援センターの閉館時間を１５分繰り上げるということで。先日、本庁のほうで同じようにこの時間に改めるという説明を受け、色々聞かせていただいたんですけど、こちらの地域包括の支援センターのほうですね、利用状況について確認をさせていただきたいんですけど。

今、閉館時間近くになってですね、利用者がどういう形になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) 午後５時１５分以降にセンターに来られるお客様の数について、統計的な資料はございませんが、現在のところ概ね午後５時１５分以降になりますと、常態的にお客様の対応を行っているということは認められておりません。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） あと、働いておられる職員さんの勤務時間ですね、前の説明の時では、8時45分から5時半までと、8時半から5時15分までということで分けてしているとおっしゃってましたけども、こちらの方はどうなっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 常勤の職員の勤務時間については、質問者がおっしゃいますように、勤務時間については、午前8時30分から午後5時15分までと、午前8時45分から午後5時30分までの二つの形態に分かれて勤務を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先日、本庁のほうはですね、お客さんがいて対応していると、なかなか帰りづらいので時間を合わせるという説明でありましたが、こちらの方だと、そんなにお客さんがいらっしゃる状況でもないのに、時間がずれてても、職員帰りにくいということはないのではないのかなというふうに思うんですけど、そこはどう考えたらいいんでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 今回、仕事と育児や介護との両立など、生活スタイル・ニーズの多様化を背景といたしまして、職員の働き方改革の取り組みの検討を進める中で、勤務時間の適正化を図ることとしておりますので、役場庁舎等と合わせて開庁時間の変更を行うということでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、条例改正というかたちで出てきているのはこれだけになるんですけど、本庁のほうは先日説明がありましたけど、基本的に出先機関も含めて全部閉庁時間を合わせるということで、働き方改革の一環として行っていくということで理解していいんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） この、斑鳩町地域包括センターの設置が条例で定められておりますのは、介護保険法によりまして、包括的支援事業を実施するには条例で定めなければならないということが決まっています。そういったことから包括支援センターの設置条例を定めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君）そしたら全体のことなんで、総務部長の方になるんでしょうかね。今聞いたように、こちらについてはそういうふうに決まっているんで、条例で定めているけども、他も、本庁も含めてですね、どういうふうに定まっているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今、包括の関係でお聞きいただいたんですけども、他の施設につきましては、それぞれ規則があり、要綱なりで定めておりますんで、それらに規定されている部分につきましては、今後改定していく見込みとしております。

なお、現在予定しております施設なんですけども、総務委員会の方で申しあげました役場庁舎であったり、文化財センター、あるいは総合保健福祉会館、それと水道庁舎などの施設としているところでございまして、サービスの内容によっては、例えば保育所であったりというのはできませんので、そういった部分については開庁時間という関係では5時15分ということではございませぬ。以上です。

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程23. 議案第16号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程24. 議案第17号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程25. 議案第18号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程26. 議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程27. 議案第20号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程28. 議案第21号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第21号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程29. 議案第22号から、日程34. 議案第27号までの6議案は、令和6年度各会計の予算に係る案件です。

よって、会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、日程29. 議案第22号 令和6年度斑鳩町一般会計予算について、日程30. 議案第23号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程31. 議案第24号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程32. 議案第25号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程33. 議案第26号 令和6年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程34. 議案第27号 令和6年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上、6議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました6議案について、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第22号から議案第27号までの6議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案については、委員会条例第5条の規定により、

委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第27号までの6議案については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会から、齋藤議員、木澤議員。厚生常任委員会から、溝部議員、小城議員。建設水道常任委員会から、伴議員、井上議員。広報発行常任委員会から、奥村議員。

以上、7名の議員を指名します。各議員には、よろしくお願ひします。

次に、日程35. 議案第28号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第28号は、建設水道常任委員会に付託します。

ここで、11時15分まで休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開します。

次に、日程36. 諮問第1号と日程37. 諮問第2号の2議案は、いずれも人権擁護委員の推薦について意見を求める人事案件です。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、日程36. 諮問第1号、日程37. 諮問第2号は一括議題とし、委員会付託

を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）について、ご説明します。

本諮問は、現委員である、松田博美氏、及び植村俊彦氏の任期が、いずれも令和6年6月30日をもって満了となることから、引き続き、松田博美氏、及び植村俊彦氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

諮問第1号から順次、議案書を朗読させていただき、ご説明とします。

なお、それぞれの方の略歴は、議案書の次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

はじめに、諮問第1号です。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和6年2月29日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目8番34号

氏 名 松田 博美

生年月日 昭和29年9月10日

続きまして、諮問第2号です。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和6年2月29日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北1丁目2番43号

氏 名 植村 俊彦

生年月日 昭和37年6月12日

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

次に、日程38. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）を議題とし、お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）につきまして、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年2月29日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第17号

専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月25日

斑鳩町長 中西和夫

本予算補正は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と予備費を活用し、家計や事業者への支援を速やかに実施するため、令和5年12月25日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿って、ご説明します。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第15款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、町独自の支援の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,288万8千円を増額補正させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。第3款 民生費では、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費で、給食費の負担等を維持するため、町内私立保育所に対して食材費高騰相当額を助成することから、私立保育所食材費高騰対策補助金111万2千円を増額補正させていただいたものです。

次に、第4款 衛生費では、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費で、すべ

ての給水契約者に対し、水道料金の基本料金の全額免除期間を令和6年1月から3か月分延長することから、水道事業会計補助金等で3,591万6千円を増額補正させていただいたものです。

次に、第9款 教育費では、第2項 小学校費、第3目 保健体育費で、物価の高騰に対応するため、町立小学校に対する給食補助金を1食あたり45円から50円を増額することから、給食補助金141万3千円の増額と、令和6年1月分から3月分の給食費を無償化することから、給食費無償化補助金1,977万円の増額、あわせて2,118万3千円を増額補正させていただいたものです。

第3項 中学校費では、第3目 保健体育費で、同様に給食費を無償化することから、給食費無償化補助金1,061万3千円を増額補正させていただいたものです。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として593万6千円を充当しています。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,911,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月25日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について）の説明とします。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

次に、日程39. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について)を議題とし、お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって承認第2号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、承認第2号につきましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年2月29日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第18号

専決処分書

令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月25日

斑鳩町長 中西和夫

今回の補正内容につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する斑鳩

町独自の支援策として、住民や事業者に対して水道料金の基本料金を令和5年7月分から12月分まで免除を行っていたものを、令和6年3月分まで延長いたしましたことから、給水収益の減額と、一般会計からの補助金の増額のための補正でございます。

それでは、補正予算書に基づきまして説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出におきまして、収入、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第1目 給水収益で、水道基本料金の免除に係る額3,585万円の減額、第2項 営業外収益 第4目 他会計補助金において、一般会計からの補助金の受入れ額3,585万円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度斑鳩町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度斑鳩町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入（科目）

第1款 水道事業収益	（既決予定額）	759,702千円
	（補正予定額）	0千円
	（計）	759,702千円
第1項 営業収益	（既決予定額）	640,770千円
	（補正予定額）	△35,850千円
	（計）	604,920千円
第2項 営業外収益	（既決予定額）	118,931千円
	（補正予定額）	35,850千円
	（計）	154,781千円

令和5年12月25日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度

斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、何とぞ原案どおり、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第2号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認されました。

次に、日程40．承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）を議題とし、お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第3号について、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年2月29日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月9日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、令和5年10月26日に、政府で開催されました政府与党政策懇談会における、総理指示および令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、先に実施したデフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への7万円の給付金に加え、住民税均等割のみ課税世帯へも給付金を支給し、併せて令和5年度における住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童に対しても給付金を支給し、それらに要する経費の計上と、国庫支出金の受け入れについて、令和6年2月9日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお願いいたします。

はじめに歳入予算についてでございます。第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、令和5年10月26日に政府で開催されました政府与党政策懇談会における総理指示および令和5年11月2日に閣議決定されました、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、先に実施したデフレ脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への7万円の給付金に加え、住民税均等割のみ課税世帯へも給付金を支給し、併せて令和5年度における住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童に対して給付金を給付するにあたり、その実施に係る費用に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることから、1億587万5千円を増額補正させていただいたものでございます。

次に10ページをお願いいたします。歳出予算についてでございます。第3款 民生費 第1項 社会福祉費では、第13目 低所得者支援等補足給付金給付事業費で、給付金及びその支給に必要な事務費として1億605万円を増額補正させていただいたものでございます。その主な内容といたしましては、第12節 委託料で給付金給付シス

テムの導入業務委託料、第18節 負担金補助及び交付金で、対象世帯に支給する住民税均等割のみ課税世帯給付金等となっております。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、17万5千円の充当をお願いをしております。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。第2表 繰越明許費補正でございます。第3款 民生費 第1項 社会福祉費で、低所得者支援等補足給付金給付事業について、令和6年3月31日までに給付金等の支出が完了しないことから、繰越明許費1億605万円の追加を行ったものでございます。

それでは1ページにお戻りいただき、予算総則を朗読をいたします。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 105,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12,017,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月9日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

次に、日程41. 認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程42. 報告第2号および、日程43. 報告第3号の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) それでは、報告第2号および報告第3号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、報告第2号でございます。議案書を朗読をいたします。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月29日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をいたします。

斑専第2号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、専決処分書の裏面でございます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町法隆寺南1丁目地内において、不燃ごみの収集中に、相手方居宅の外壁に接触し損傷した事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 44,000円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目11番3号
福井悦子

本件につきましては、去る令和5年12月4日、午前9時45分頃、法隆寺南1丁目11番3号、福井悦子氏宅東側町道において、不燃ごみ収集のため、収集車を停車させ、天蓋を開いた際に、福井悦子氏宅外壁に接触をしかけたことから、これを回避するために収集車を前進させたところ、天蓋が外壁に接触し、外壁を損傷させるという事故が発生したものでございます。

当日、作業に従事しておりましたのは、環境対策課の堀内伸一と島村憲裕であり、当日、堀内が収集車の運転および天蓋の開閉操作、島村は同乗者で、道路幅の狭い場所で天蓋を開いてしまったことや、同乗者による周囲の安全確認が不十分であったことが原因であります。

この事故によります損害賠償として、福井悦子氏に4万4千円を支払うことで、物損に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和6年1月29日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

続きまして、報告第3号についてでございます。

議案書を朗読をさせていただきます。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月29日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をいたします。

斑専第3号

専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月29日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第2号の損害賠償の額の決定について、専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係ります保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ119億1,179万8千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いをいたします。

まず、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入でございます。自動車損害共済金として4万4千円、増額補正させていただいたものでございます。

次に9ページ、歳出予算の補正でございます。第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、補償補填および賠償金で、賠償金として4万4千円、増額補正させていただいたものでございます。

それでは1ページにお戻りいただき、予算総則を朗読をいたします。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を、歳入歳出それぞれ 11,911,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月29日 専決

斑鳩町長 中西和夫

今後、このようなことを起こすことがないように、一層、注意してまいりますとともに、職員の安全管理の徹底に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、報告第2号及び第3号の報告についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了解いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、質疑を終結します。

これをもって、報告第2号及び報告第3号については終わります。

次に、日程44. 報告第4号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第4号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第4号

令和6年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年2月29日提出

斑鳩町長 中西和夫

恐れ入りますが、令和6年度 斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算の1ページをお願いいたします。

はじめに、令和6年度事業計画でございます。(1)地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業でございます。①公演・文化講座事業では25事業を計画し、事業費合計2,056万3千円を計上いたしております。

次に、(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業でございます。①斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業では、指定管理者の指定を受けて、ホール部分の管理運営を実施するもので、事業費1億3,189万9千円を計上いたしております。

次に、②斑鳩町立図書館の管理事業として、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、図書館部分を管理するもので、事業費は1,687万2千円を計上しております。以上が、令和6年度の事業計画でございます。

続きまして、6ページから7ページにかけて法人全体の財産の増減を、前年度と比較した正味財産増減予算書でございます。7ページの下から7行目をご覧ください。

一般正味財産の増減については、一般正味財産期首残高から、下段、期末残高に増減はなく、その下、指定正味財産においても、期首残高から期末残高は増減なく、基本財産である斑鳩町からの出捐金の1千万円となっております。この結果、正味財産期末残高は、前年度と増減なく1,001万円となっております。なお、8ページから17ページに、内訳を添付いたしております。

以上で、報告第4号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。

何とぞ、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中川靖広君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 今回、6年度、町からの補助金減額になっているんですけども、これはたまたま必要な金額を計算したらこうなったのか、それとも、今まであまり金額の変更ってなかったと思うんですけど、何か別の意図があるのか、その辺の理由について教えていただけますか。

○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) 令和6年度の事業計画の増減といたしまして、5年度に

は、ホームページのリニューアルが135万円の分が計上いたしておりましたが、その分がなくなったことによる減ということで補助金が減となっております。

○議長（中川靖広君） 質疑を終結します。

これをもって、報告第4号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日3月1日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時55分 散会）